

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 7 月 19 日 (金) 第 533 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○保安林の指定予定の通知	(森づくり推進課取扱い)	1
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(高齢者生き生き推進課取扱い)	2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者生き生き推進課取扱い)	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	(高齢者生き生き推進課取扱い)	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者生き生き推進課取扱い)	2
○海岸保全区域の廃止	(漁港漁場課取扱い)	3
○海岸保全区域の指定	(漁港漁場課取扱い)	3
○土地改良区の役員の就退任の届出 (2 件)	(農地整備課取扱い)	3
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地整備課取扱い)	4
○県営土地改良事業の工事の完了 (4 件)	(農地整備課取扱い)	4
○公共測量の実施	(監理課取扱い)	5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課取扱い)	5
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可	(都市計画課取扱い)	6
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築課取扱い)	6
公 安 委 員 会 公 告		
○警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告	(生活安全企画課取扱い)	7

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 549 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 6 年 7 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

曾於市財部町下財部字夏木6811番4, 6812番1, 6813番49 (次の図に示す部分に限る。), 字釘ノ宇都6862番16, 6878番3, 6885番29, 6885番81, 字正部ノ谷6946番4, 6946番8

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第550号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和6年7月19日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社メディクルーズちゅーりっぷ薬局	鹿屋市札元二丁目3771番地8	株式会社メディクルーズ	鹿屋市札元二丁目3771番地8	楠田 大樹	令和6年7月31日	居宅療養管理指導
浜崎医院	霧島市隼人町東郷90番地	医療法人生成会	霧島市隼人町東郷90番地	濱崎 高裕	令和6年7月31日	短期入所療養介護

鹿児島県告示第551号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和6年7月19日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
SDC訪問看護ステーション	薩摩川内市西開闢町12番2号	医療法人誠真会	薩摩川内市平佐一丁目135番地	重永 誠之	令和6年6月1日	訪問看護
訪問介護ライフサポート	始良市池島町35番地6ハッピーバード201	株式会社ライフサポート	鹿児島市吉野一丁目2-3	馬場沙耶香	令和6年7月1日	訪問介護
ヘルパーステーションフェアリス	肝属郡肝付町新富563番地1	有限会社セントロメディコ	肝属郡肝付町新富523番地2	上園 春海	令和6年7月1日	訪問介護

鹿児島県告示第552号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和6年7月19日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社メディクルーズちゅーりっぷ薬局	鹿屋市札元二丁目3771番地8	株式会社メディクルーズ	鹿屋市札元二丁目3771番地8	楠田 大樹	令和6年7月31日	介護予防居宅療養管理指導
浜崎医院	霧島市隼人町東郷90番地	医療法人生成会	霧島市隼人町東郷90番地	濱崎 高裕	令和6年7月31日	介護予防短期入所療養介護

鹿児島県告示第553号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和 6 年 7 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
SDC訪問看護ステーション	薩摩川内市西開開町12番2号	医療法人誠真会	薩摩川内市平佐一丁目135番地	重永 誠之	令和 6 年 6 月 1 日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第554号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和35年4月1日鹿児島県告示第306号で指定した鹿児島県薩南諸島沿岸中山漁港海岸保全区域を廃止する。

令和 6 年 7 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第555号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和 6 年 7 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

中山漁港海岸保全区域

鹿児島県薩南諸島沿岸中山漁港海岸

区 域	基 点	補 助 点
基点1から基点5までを順次直線で結んだ線並びに基点5、補助点5の1、同4の1、同3の1、同2の1、同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	1 熊毛郡中種子町野間字福当ツブキ1840番1地内の1号標くいの点から174度00分00秒90メートルの点	1の1 基点1から148度00分01秒50メートルの点
	2 基点1から59度23分07秒60メートルの点	2の1 基点2から153度44分05秒50メートルの点
	3 基点2から64度42分08秒80メートルの点	3の1 基点3から165度15分34秒50メートルの点
	4 基点3から80度06分35秒55メートルの点	4の1 基点4から170度59分45秒50メートルの点
	5 基点4から92度37分36秒78メートルの点	5の1 基点5から168度59分50秒50メートルの点

鹿児島県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東串良町林田土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 6 年 7 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 就任した役員の氏名及び住所
理事 内村 初子 肝属郡東串良町川西2761番地1
(任期 令和 6 年 3 月 6 日から令和 8 年 3 月 31 日)
- 退任した役員の氏名及び住所
理事 安田 哲視 肝属郡東串良町新川西4904番地1

鹿児島県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、肝属中部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年7月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 藏ヶ崎俊光 鹿屋市下堀町2941番地4
理事 大脇 義隆 鹿屋市南町4132番地7
理事 宮園 義弘 鹿屋市獅子目町881番地2
理事 岩井 務 鹿屋市横山町2352番地2
理事 山崎 隆夫 鹿屋市田淵町1500番地5
理事 萩崎 英珍 鹿屋市吾平町上名2491番地1
理事 堀之内節子 鹿屋市吾平町上名2949番地2
理事 田原 孝一 鹿屋市吾平町上名5869番地
理事 前村 光昭 肝属郡肝付町後田4089番地
理事 飯田 正孝 肝属郡肝付町新富3195番地2
理事 松元 健作 肝属郡肝付町後田5571番地3
理事 内村 香織 肝属郡肝付町前田4037番地7
理事 永野 和行 肝属郡肝付町後田2417番地1
監事 野田 正俊 鹿屋市浜田町608番地2
監事 橋口 一孝 肝属郡肝付町前田3650番地
監事 中塩 了 鹿屋市吾平町下名3032番地1

（任期 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで）

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 藏ヶ崎俊光 鹿屋市下堀町2941番地4
理事 大脇 義隆 鹿屋市南町4132番地7
理事 宮園 義弘 鹿屋市獅子目町881番地2
理事 岩井 務 鹿屋市横山町2352番地2
理事 山崎 隆夫 鹿屋市田淵町1500番地5
理事 萩崎 英珍 鹿屋市吾平町上名2491番地1
理事 東桂木満州男 鹿屋市吾平町麓1843番地
理事 田原 孝一 鹿屋市吾平町上名5869番地
理事 前村 光昭 肝属郡肝付町後田4089番地
理事 飯田 正孝 肝属郡肝付町新富3195番地2
理事 柳 一夫 肝属郡肝付町後田8400番地
理事 市來 勝義 肝属郡肝付町新富6945番地1
理事 永野 和行 肝属郡肝付町後田2417番地1
監事 下仮屋勝哉 鹿屋市浜田町1006番地
監事 重田 寅男 肝属郡肝付町新富3856番地1
監事 中塩 了 鹿屋市吾平町下名3032番地1

鹿児島県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和6年5月16日付で曾於南部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年7月19日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第559号

土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（旧：農村地域防災減災（ため池整備）（地震・豪雨対策型））（農用地利用保全）中郷下地区の工事は、令和5

年 5 月 24 日に完了した。
令和 6 年 7 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第560号

土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手育成対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手育成型））（農道整備，農用地利用保全及び区画整理）浜瀧仁田原地区の工事は，令和 6 年 3 月 25 日に完了した。
令和 6 年 7 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第561号

土地改良事業農村地域防災減災（ため池整備）（旧：県営ため池整備）（農業用排水施設整備及び農用地利用保全）大瀧地区の工事は，令和 6 年 3 月 28 日に完了した。
令和 6 年 7 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第562号

土地改良事業県営農村地域防災減災（ため池整備）（地震・豪雨対策型）（農用地利用保全）須貫段地区の工事は，令和 6 年 5 月 29 日に完了した。
令和 6 年 7 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第563号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
令和 6 年 7 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 7 月 10 日から同年 12 月 9 日まで
- 3 作業の地域 大崎町菱田地内

鹿児島県告示第564号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により，次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
その関係図面は，鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。
令和 6 年 7 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域 の 名 称	区 域
片 平 地 区	次に掲げる標柱の1号から14号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と14号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域並びに同標柱の15号から31号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の15号と31号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱 標柱の所在地
	1号 曾於市財部町下財部字片平4460番3
	2号 曾於市財部町下財部字片平4458番6
	3号 曾於市財部町下財部字片平4458番4
	4号 曾於市財部町下財部字片平4458番5
	5号 曾於市財部町下財部字片平4458番3

6号	曾於市財部町下財部字片平4457番 1
7号 9号	曾於市財部町下財部字片平4389番
8号	曾於市財部町下財部字片平4456番 1
10号	曾於市財部町下財部字片平4456番 3
11号	曾於市財部町下財部字片平4400番 2
12号	曾於市財部町下財部字片平4453番 3
13号	曾於市財部町下財部字片平4454番 1
14号	曾於市財部町下財部字片平4459番 2
15号	曾於市財部町下財部字片平4455番
16号	曾於市財部町下財部字片平4400番 3
17号	曾於市財部町下財部字片平4400番 1
18号 19号	曾於市財部町下財部字片平4400番 4
20号	曾於市財部町下財部字片平4399番
21号 22号	曾於市財部町下財部字片平4448番 5
23号 24号	曾於市財部町下財部字片平4448番 1
25号 26号 27号	曾於市財部町下財部字峯崎4676番 1
28号	曾於市財部町下財部字峯崎4675番
29号	曾於市財部町下財部字峯崎4672番
30号	曾於市財部町下財部字峯崎4670番 1
31号	曾於市財部町下財部字片平4451番 2

鹿児島県告示第565号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を認可したので，次のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
始良市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 始良都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・26号朝日町通線
- 3 事業施行期間
平成30年7月20日から令和10年3月31日まで（変更前令和7年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

令和 6 年 7 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市隼人町内山田四丁目255番1，255番7，255番8，256番12，269番3，270番3，271番，273番，274番1，275番，276番，278番1の一部，279番，280番及び285番1の一部
- 2 公共施設の種類の種類，位置及び区域

道路 霧島市隼人町内山田四丁目255番1の一部、255番7の一部、269番3の一部、270番3の一部、273番の一部、274番1の一部、275番の一部、276番の一部、278番1の一部、279番の一部及び280番の一部

公園 霧島市隼人町内山田四丁目276番の一部

水路 霧島市隼人町内山田四丁目269番3の一部、270番3の一部、274番1の一部及び285番1の一部

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市新照院町17番10号
株式会社東邦土地
代表取締役 仁田尾格

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年7月19日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
令和6年9月30日（月）から同年10月4日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
令和6年10月3日（木）及び同月4日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県社会福祉センター別館（鹿児島市鴨池新町1番7号）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者
 - ア 最近5年間に当該警備業務の区分（以下「2号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号に係る警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号に係る警備業務に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習

受講申込日において、2号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に2号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号に係る警備業務に従事しているもの

5 受講定員

原則、受付先着順とし、各講習の受講申込みが定員に満たない場合、その人数を受け付ける。

(1) 新規取得講習

20人

(2) 追加取得講習

10人

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和6年8月6日（火）から同月9日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 受付場所

ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のアに該当する者

a 2号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のイに該当する者

2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のウに該当する者

a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のエに該当する者

2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 4の(2)のアに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(イ) 4の(2)のイに該当する者

a 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ウ) 4の(2)のウに該当する者

a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(エ) 4の(2)のエに該当する者

a 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(オ) 4の(2)のオに該当する者

a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参して申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

7 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して2号の警備業務に係る修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

(1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号 099-224-4490